閲　覧　図　書

物件名　　不用物品の売払い

　　１号　貨物自動車（スズキ　エスクード）　１台

添付書類

（１）売払物件明細書、写真

（２）入札者注意書・入札説明書

（３）契約書（案）

（４）競争参加資格確認申請書様式

（５）入札書・入札金額内訳書

（６）委任状

広島北部森林管理署

売 払 物 件 明 細 書

物 件 番 号　　１号 （貨物自動車）スズキ エスクード

１．車両の概要

車　　名	スズキ　エスクード
型　　式	CBA―TD54W
排 気 量	１９９８ｃｃ
車 両 重 量	１５５０ｋｇ
燃料の種類	ガソリン
駆 動 方 式	フルタイム４ＷＤ
ﾄﾗﾝｽﾐｯｼｮﾝ	４ＡＴ
乗 車 定 員	５人
登録年月日	平成１９年９月２６日
走 行 距 離	１４０、４８３ｋｍ
内装・外装	ＡＣエアコン、ＥＴＣ車載器付、夏用タイヤ４本（ホイール付）カーナビ・オーディオ、工具セット、デイライト、消火器取り付け金具。

２．車両の状態

外　　見	各所に錆・傷・へこみ有り。
修 繕 履 歴	なし
瑕 疵 等	エアコン不良、スモール球・ルームランプ球切れ
そ の 他	別添「現状写真」を参考ください。 エンジンの始動は確認済みですが、整備等については今年度以降行っていません。また車検切れの為公道自走不可。

３．車 検 有 効 期 限　期限切れ（令和　８年　９月２５日まで）

４．自 賠 責 保 険　期限切れ（令和　８年１０月１８日まで）

５．リサイクル料金　１１，５７０円（預託証明書あり、資金管理料金除く）

６．車 両 保 管 場 所　三次市十日市中２－５－１９　広島北部森林管理署

７．そ　の　他

・現状有姿、保管場所での引渡しのため、現物を熟覧のうえ入札に参加してください。
引渡後における不具合や修繕には応じません。

・現物閲覧期間は不用物品売払公告の４に記載された期間と同じ。
・車両に印字された名称等は買受人の負担において消去して使用すること。
・権利移転及び移送の手続き並びに費用については、買受人の負担となります。
・上記走行距離は令和８年８月時点の走行距離です。そのため引渡時にはズレが生じることがあります。
・当該車両の情報掲載に関して不足がある場合があります。ご不明な点がありましたら下見等をして頂き、納得した上で入札に参加してください。
・引渡しまでの間、屋外にて保管しておりますので、傷・汚れ等が生じる可能性があります、

※売払物件明細書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。

No. 1



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

外観（正面）

撮影は令和８年８月に実施

No. 2



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

外観（左側面）

No. 3



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

外観（後方）

スペアタイヤ

No. 4



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

外観（右側面）

No. 5



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

車内

No. 6



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

ETCアンテナ等

（ドラレコは使用不可）

No. 7



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

車内（座席を立てた状態）

No. 8



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

車内（座席を下した状態）

No. 9



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

ギアセレクター

No.10



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

メーター

走行距離

No.11



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

ETC機器

No.12



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

消火器取り付け金具

（車内右後方）

No.13



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

ペダル周り

No.14



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

ホイール

センター部にガリ傷あり

No.15



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

後部座席部分ドリンク

ホルダー

No. 16



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

純正車載工具セット

No. 17



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

純正車載工具セット

未使用なものの、経年劣化

あり

No. 18



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

ボンネット

聞き取れる範囲で異音なし

No.19



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

外観（右側面）

LHスモール球切れ

No.20



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

四輪、ブッシュ、ブーツ等

外観上は異常なし

No.21



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

ルームランプ球切れ

No. 22



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

外装

マッドガードの紐切れ

No. 23



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

LHドアへこみ

No. 24



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

LHフェンダー部割れあり

No. 25



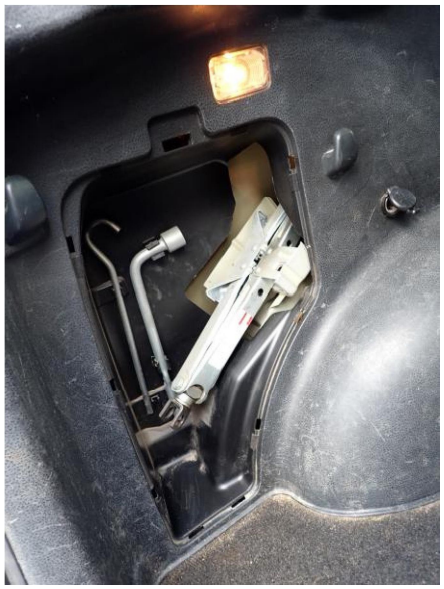
状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

左リアサイドシルガーニッシュ浮きあり

No. 26



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

車載工具

No. 27



状況写真

スズキ　エスクード

広島300ら2804

夏タイヤ４本225/70R16

内２本2016製

スリップサイン

各部ひび割れあり

入札説明書

この入札説明書は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令 52 号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　入札及び開札

（１）　入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）　入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第２条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。

（３）　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（４）　入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。

（５）　入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。

（６）　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

（７）　入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。

（８） 入札書の入札金額の訂正は認めない。

（９） 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(13) 契約担当官等（会計法第 29 条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

(15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

(16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。

(17) 開札は、入札参加者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うものとする。

(18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。

(19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

(20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。

(21) 入札執行回数は原則２回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも３回を限度とする。

(22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

２ 入札の辞退

（１） 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

（２） 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退す

るときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

（３）　指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

３　入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

（１）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書

（２）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書

（３）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。

（４）入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。

（５）委任状を持参しない代理人のした入札書

（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

（７）入札金額の記載を訂正した入札書

（８）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

（９）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

(10) 明らかに連合によると認められる入札書

(11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が２通以上なした入札書

(12) 入札保証金（その納付に代え予決令第 78 条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。

(13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。

(14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。

(15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

(16) その他入札に関する条件に違反した入札

４　落札者の決定

（１）　有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合

評価点が最高であった者）を落札者とする。

（２） 落札となるべき同価の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者）が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。

（３）（２）の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

（４） 契約担当官等は、予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査（事情聴取）に協力すべきものとする。

（５） 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の５に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

５　契約書の作成

（１） 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく（契約担当官等が定める期日までとする（定めのない場合は、７日を目安とする）。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。

（２） 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

（３） 契約担当官等は、落札者が（１）に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

（４）（２）の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方（落札者）に送付するものとする。

（５） 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする

（６） 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

６　その他必要な事項

（１） 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。

（２） 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。

（３） 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

（４） 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

1　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3　入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4　入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
　ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。

5　入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

6　入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。

7　本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。

8　入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

9　次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

（１）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書

（２）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書

（３）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。

（４）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。

（５）委任状を持参しない代理人のした入札書

（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

（７）入札金額の記載を訂正した入札書

（８）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

（９）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

（10）明らかに連合によると認められる入札書
（11）同一事項の入札について、入札者が２通以上なした入札書
（12）入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 78 条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
（13）国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
（14）入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
（15）暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
（16）その他入札に関する条件に違反した入札
10　一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
11　開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
12　開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
13　開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
14　予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
（１）予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
（２）（１）の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
（３）（１）により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
（４）（１）の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
15　落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者）が２人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、く

じを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

16　契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。

17　落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の５に相当する金額を違約金として徴収する。

18　入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。

19　入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。

20　このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物　品　売　買　契　約　書（案）

売渡人　分任契約担当官広島北部森林管理署長清水　勝成（以下「甲」という。）（登録番号 T8000012050001）と買受人　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（売買物件）

第１条　売買物件は、別紙１「物品内訳書」のとおり。

（売買代金）

第２条　売買代金は、金　　円とする。

（うち消費税額及び地方消費税額金　　円・消費税率 10%）

（うちリサイクル料金預託額　１１，５７０円）

（うち自賠責保険料残存額　　０円）

（契約保証金）

第３条　契約保証金は免除する。

（代金の支払い）

第４条　乙は、売買代金を甲の発行する納入告知書により、契約締結後 20 日以内（納付期限が休日にあたる場合はその前日まで）に甲に支払わなければならない。

２　乙は、前項に定める納付期日までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、第２条の売買代金につき年３．０パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（売買物件の引渡し等）

第５条　甲は、乙が売買代金及び前条第２項に規定する延滞金がある場合は延滞金を含めて完納した日から 15 日以内に物件の引渡しを行い、乙は、当該物件を受領したときは、甲に受領書を遅滞なく提出するものとする。

（危険負担）

第６条　乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しのときまでにおいて、当該物件が、甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には､甲に対して売買代金の減免を請求することはできない。

（契約不適合責任）

第７条　乙は、物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであっても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第８条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（返還金等）

第９条　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還はない

３　甲は、解除権を行使したときは、乙が売買代金に支出した必要費、有益費その他の一切の費用は返還しない。

（充当の順序）

第 10 条　甲は、乙が売買代金及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が売買代金及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、売買代金の順序で充当する。

（損害賠償）

第 11 条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

（返還金の相殺）

第 12 条　甲は、第９条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（信義誠実の義務・契約外事項の措置）

第 13 条　甲乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない

２　本契約に関し定めのない事項又は疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（紛争の解決）

第 14 条　本契約について紛争が生じたときは、第三者の調停により解決するものとする。

２　前項に定める第三者については、甲乙協議のうえ選定するものとする。

（特約条項）

第 15 条　本契約の特約条項については、別紙２、別紙３及び別紙４のとおりとする。

上記の契約を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売渡人　住所　　広島県三次市十日市中２－５－１９

氏名　　分任契約担当官
広島北部森林管理署長　　清水　勝成　　印

買受人　住所

氏名　　印

別紙１

物品内訳書

車　両　名	型　式	数　量
スズキ　エスクード	CBA-TD54W	１台

別紙２

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（損害賠償）

第４条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第５条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙３

談合等の不正行為に関する特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第１条　甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があるとき。

（２）前項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別紙４

売払物件に関する特約条項

１　乙は、代金納入後、売払物件の名義変更の手続きを行い、名義変更後速やかに自動車検査証の写しを甲に提出すること。

別紙様式　1
（用紙 A4 版）

競争参加資格確認申請書

令和　年　　月　　日

分任契約担当官
広島北部森林管理署長　清水　勝成　殿

住　　所　〒○○○―○○○○
　　○○県○○市○○○町○○番
商号又は名称　○○○○
代表者　氏名　○○　○○
メールアドレス○○○○@○○.○○

令和　年　　月　　日付けで入札公告のありました　不用物品売払いに係る競争に参加する資格について、確認されたく下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1　入札公告の記の２（４）に定める全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

注 1：　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列 4 番とする。
2：　紙入札方式により参加する場合、申請書等は原則として電子メールで提出することとし、競争参加資格の有無の通知も原則として電子メールで行うことから返信用封筒は必要ありません。

入　　札　　書

物 件 名　　１号物件　貨物自動車　　スズキ　エスクード

入札金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に￥を冠すること。

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額であるので、契約金額は上記金額の１０％を加算した金額となること及び入札注意書、特約条項、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
広島北部森林管理署長　清水　勝成　殿

入札者
住　　所
（商号又は名称）
氏　　名

代理人
氏　　名

（注１）代理人により入札するときは、代理人の氏名を代理人の欄に記名し、委任した者の住所、氏名は入札者欄に記入してください。
（注２）金額のケタ違いや書き違いのないように十分注意してください。
（注３）入札金額は算用数字ではっきり記載し、数字の前に必ず「￥マーク」を記載してください。
（注４）一度提出した入札書の変更又は取消はできません。

入　札　金　額　内　訳　書

物件名　　第１号物件　　貨物自動車（スズキ　エスクード）

項　　目		金　　額
A	車両見積額（税抜）	円
B	上記に係る消費税（10％）	円
C	自動車重量税残存額（非課税）	円
D	自賠責保険料残存額（非課税）	円
E	リサイクル預託金（非課税）	11,570円
F	合計（Ａ＋Ｂ＋Ｃ+D+E）	円
入札金額（F×100/110）		円

［注意事項］

・内訳書の太線枠の金額欄と提出する入札書の入札金額は必ず一致させてください。

・落札の場合はFが契約金額となります。

・自動車重量税・自賠責保険料の残存額は入札日時点の金額です

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
広島北部森林管理署長　清水　勝成　殿

住　　所
委　任　者　商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

私は、都合により　　を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件の名称：

以上